

## ○北上市公の施設の指定管理者の指定要綱

平成16年4月5日  
告示第59号

## (趣旨)

第1 この告示は、北上市の公の施設(以下「施設」という。)の指定管理者の指定を公平かつ適正に実施するための基準について、必要な事項を定めるものとする。

## (指定管理者制度に伴う管理代行の区分)

第2 施設の管理に関し、指定管理者制度の導入及び移行に伴う指定管理者の選定は、施設設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成できると認められるもので、施設ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところにより選定するものとする。

- (1) 民間企業等が既に事業展開している分野で、民間の技術及び経験の導入により、市民ニーズが効率的かつ効果的に実現できる施設 円滑な管理運営を行うことができる民間企業等を広く公募のうえ選定する。
- (2) 施設管理及び事業の推進を代行させることが望ましい施設 管理を代行する者の資格等に条件を付し、公募のうえ選定する。
- (3) 施設の性格及び設置目的により、管理を代行するものを特定することが必要な施設 指定管理者に該当すると認められるものを選定する。

## (指定管理者選定委員会)

第3 指定管理者を選定するため、北上市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第4 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施設の管理代行の区分に関する事
- (2) 公募要項に関する事
- (3) 審査基準に関する事
- (4) 事業計画書等の審査に関する事
- (5) 指定管理者となるべきものの選定に関する事
- (6) その他市長が必要と認める事項

## (委員会)

第5 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は財務部長、副委員長は企画部長をもって充てる。
- 3 委員は、市長が委嘱した知識経験者又は利用者及び管理を代行させようとする施設(以下「対象施設」という。)を所管する部等の長(以下「担当部長」という。)をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員会は、委員長が召集する。
- 7 委員会は、委員長、副委員長及び委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 委員長は、会議を開く暇がないとき又は軽易なもので会議を要しないと認められたときは、関係委員に回議してこれを決することができる。
- 10 委員会の会議は、非公開とする。

(平19告示27・平20告示甲44・平23告示甲23・一部改正)

## (報告)

第6 委員長は、会議の結果について市長に報告しなければならない。

## (審査)

第7 指定管理者の選定は、次の各号に掲げる事項を勘案しなければならない。

- (1) 信用状態
- (2) 施設の管理能力

- (3) 市税滞納の有無
- (4) その他委員会が必要と認める事項  
(資料の提出)

第8 委員会に対象施設の管理代行の選定を依頼しようとする担当課長は、指定管理者の審査に必要な資料を委員会に提出し、説明しなければならない。

(公募)

第9 市長は、指定管理者を公募しようとするときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 対象施設の概要
- (2) 応募の資格
- (3) 申請を受け付ける期間(以下「申請期間」という。)
- (4) 選定の基準及び手順
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (7) 使用料等に関する事項
- (8) 指定管理者の管理を行わせる予定期間
- (9) 提出書類
- (10) その他委員会が必要と認める事項

(申請)

第10 指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)は、次に掲げる書類を申請期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 指定申請書
- (2) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書並びに事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書並びに事業報告書
- (5) 対象施設についての事業計画書
- (6) 対象施設の管理に関する業務の収支計画書
- (7) 事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかるもの
- (8) その他委員会が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第11 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該議決に係るものを指定管理者に指定する。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第12 指定管理者の指定を受けたものは、市長と対象施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 使用の許可等に関する事項
- (3) 第10第5号の事業計画書に記載された事項
- (4) 使用料等に関する事項(減免の取扱いに関する事項を含む。)
- (5) 市が支払うべき経費に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 事業報告に関する事項
- (8) 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(庶務)

第13 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(補則)

第14 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

改正文(平成19年告示第27号)抄

平成19年4月1日から施行する。